

第519回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和6年6月24日(月) 14:00～14:09

場 所：経済産業省 本館6階東1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第519回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「2023年度監査結果について」に関しまして、伊藤総合監査室長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○伊藤総合監査室長　資料3を御覧ください。「2023年度監査結果について」です。

(趣旨)の欄を御覧ください。2023年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の結果について、①経済産業大臣への報告及び②委員会ホームページへの公表を行うに当たり、事務局案について御審議いただくものでございます。

御了解の後、速やかに報告及び公表を行うこととしたいと考えております。

14行目を御覧ください。2023年度監査結果を、経済産業大臣へ資料3－1（電気）及び資料3－2（ガス）により報告するとともに、資料3－3により委員会ホームページにおいて公表したいと考えております。

資料3－1の4ページを御覧ください。

まず、大臣に対しては、鏡文として、委員長から大臣宛てで報告したいと考えてございます。

「本文に記載の電気事業法の規定に基づきまして、「別添のとおり報告します。」と、このような形になってございます。

別添が、次のページにつけてございます。別添として、「2023年度電気事業監査の結果について（案）」です。

項目立てにつきましては、例年のとおりでございます。

まず、1.として「監査の目的」で、2パラ目に、「なお、2023年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり」と記載してございまして、重点的に監査した項目を記載してございます。

2.として「監査対象期間及び監査実施期間」。

3.として「監査実施者及び実施の方法」を記載してございます。その上で、被監査事業者に対して、どのような監査をしたかを、表のとおり記載してございますが、本省の縦の欄を見ていただければと思いますけれども、23事業者に対して、内訳と、合計が一致してございません。これにつきましては、※のところに記載してございますが、「同一事業者について、「現地立入監査とオンライン監査」及び「オンライン監査と書面監査」を実施している場合には、それぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。」と、このようになってございます。

4.として、「監査の内容」を記載してございます。

5.として、今回の「監査の結果」のポイントになりますが、2023年度において実施した監査の結果、6事業者において8件の指摘事項がございました。これにつきましては、電気事業法の規定に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められませんでした。が、所要の指導を行ってございます。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおりであり、詳細は別紙のとおりということで、別紙もおつけして報告したいと考えてございます。

資料上は、この後、参考として関係条文がついてございまして、別紙として「2023年度電気事業監査結果」ということで、表もおつけしたいと思っております。

表の欄外に、小さい字で記載してございますが、「大臣への報告におきましては、所管名と事業者名を追記して報告する。」こととしたいと考えてございます。

続きまして、「ガス」です。

ガスにつきましても、委員長名で大臣宛てに報告したいと考えてございます。

本文に記載のとおり、ガス事業法の規定に基づき、「別添のとおり報告します。」と、このような形にしたいと思っています。

別添として、「2023年度ガス事業監査の結果について（案）」でございます。こちらも電気と同様、項目立ては例年のとおりでございます。

1. の「監査の目的」、2パラ目に、「なお、2023年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり」ということで、重点監査項目を記載しております。

2. の「監査対象期間及び監査実施期間」。

3. として「監査実施者及び実施の方法」、こちらも、表の中を御覧いただければと思いますが、北海道局と九州局、この2局につきましては縦計が合っておりません。こちらも、※に記載したとおりですけれども、「同一事業者について、「本社と支社で監査」及び「現地立入監査とオンライン監査」、これを実施している場合には、それぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計と内訳とは一致しない。」と、このような状況になってございます。

4. として「監査の内容」。

5. として「一般ガス導管事業者等の監査の結果」のポイントになりますが、2023年度において実施した監査の結果、69事業者において114件の指摘事項がありました。これについては、ガス事業法の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められませんでした。が、所要の指導を行いました。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおりということで、詳細は別添のとおり、つけたいと考えてございます。

参考として、関係条文の後に、「2023年度ガス事業監査結果」ということで、114件ついてございまして、こちらも、最後の欄外のところに記載のとおりでございますが、「大臣への報告に際しましては、所管名及び事業者名を追記して報告する。」こととしたいと考えて

ございます。

最後、資料３－３で、委員会ホームページへの掲載でございます。

四角の中を見ていただければと思いますが、「電力・ガス取引監視等委員会は、2023年度に実施した電気事業者及びガス事業者に対する監査の結果について取りまとめを行いましたので、その概要について公表いたします。」

１．概要。

２．添付資料。

添付資料につきましては、先ほど御説明しました大臣報告のものと同様のものを添付する予定でございます。詳細の説明は割愛させていただきます。

説明は以上です。御審議のほどを、よろしくお願いいたします。

○横山委員長     どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——ございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ報告するとともに、委員会ホームページにおいて公表することとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣へ報告するとともに、委員会ホームページにおいて公表することといたします。

どうもありがとうございました。

第１部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長     ありがとうございます。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長     どうもありがとうございました。

それでは、これにて第１部を終了といたします。

——了——